

別表第八 海域への排出ができる液状廃棄物の基準（第二十六条関係）

項目	基準値
水素イオン濃度 (水素指数)	五・〇以上九・〇以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） (単位 一リットルにつきミリグラム)	五以下
フェノール類含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	五以下
銅含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	三以下
亜鉛含有量（ 単位 一リットルにつきミリグラム）	二以下
溶解性鉄含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一〇以下
溶解性マンガン含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一〇以下
クロム含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	二以下
弗素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一五以下